

令和6年度

規約&PTA案内



～PTAスローガン～

思いやり、助け合おう！！

<創立152年>

枚方市立津田小学校PTA

枚方市津田西町1丁目33番1号

電話 050-7102-9052番

枚方市立津田小学校PTA規約

第一章 総 則

- 第 1条 (名称・事務局)
本会は、枚方市津田小学校PTAと呼び、事務局を津田小学校内に置きます。
- 第 2条 (目的)
本会は、会員同士の良好な関係を築き、本校や関係機関と共に協力し、児童の健やかな成長をはかる事を目的とします。
- 第 3条 (方針・活動)
本会は、第2条の目的を達成する為に、次の方針で活動を行います。
1. 会員同士の親睦を深め、民主的団体として活動します。
 2. 本校の教育方針に従い、本校、その他関係機関と共に、児童の健全な教育に貢献・協力できるように活動します。
 3. 公費による適正な教育の充実に努めます。
 4. 特定の政党・宗教に偏らず、営利を目的とするような行為は行いません。又本会の役員・役職の名を用い、公私の選挙の候補者を支持・推薦はしません。
 5. 本校の人事、その他管理運営等には干渉しません。
 6. その他、本会の目的に沿う活動を行います。

第二章 会 員

- 第 4条 (資格)
本会の会員は、本校に在籍する児童の父母、又はこれに代わる者（以降、保護者と呼ぶ）、及び本校に勤務する教職員です。
- 第 5条 (加盟協議会)
本会並びに会員は、日本PTA協議会、大阪府PTA協議会、枚方市PTA協議会に加盟します。
- 第 6条 (権利・義務)
本会の会員は、本会の健全な運営について、平等の権利と義務を有します。
- 第 7条 (議決権・投票権)
本会総会又は役員選挙等において、議決権又は投票権は、保護者会員家庭単位（以降、家庭数と呼ぶ）で1家庭につき1票、教職員会員は1人につき1票を有します。
- 第 8条 (会費)
家庭数は1家庭あたり、又教職員会員は1人あたり、月額220円の会費を納入します。

第三章 役 員

- 第 9条 (職名・人員)
本会の役員は次の通りです。
- | | |
|------------|----|
| 1. 会 長 | 1名 |
| 2. 副 会 長 | 3名 |
| 3. 書 記 | 1名 |
| 4. 会 計 | 1名 |
| 5. 会 計 監 査 | 2名 |

- 第10条 (任務)
役員の仕事は次の通りです。
1. 会長は、本会の代表者であり、総会及びチームを招集し、会務一切を統率します。
 2. 副会長は、会長を補佐し、又代理します。
 3. 書記は、本会に関する記録、通信、書類作成等の事務処理をします。
 4. 会計は、本会に関する一切の会計の事務処理をします。
 5. 会計監査は、本会経理を監査します。定期監査は年2回期日を定めて行ない、年度末総会で報告書を提出します。但し、総会において監査請求が議決された場合、係る事項について臨時監査を行います。

- 第11条 (選出)
役員は、保護者会員中より選出し、方法は次の通りとします。
1. 選挙に関する事務・管理は、別に定める規定に従い行います。

- 第12条 (任期)
役員の仕事は1年とし、再任は妨げません。

第四章 顧問

- 第13条 (資格)
運営チームは、次の各項に該当する者から、総会の承認を得て顧問を置く事が出来ます。
1. 本会に多大の貢献をした者
 2. その他運営チームにおいて適当と認める者
 3. 顧問の仕事は1年間とし、再任を妨げない。

- 第14条 (任務)
顧問は、本会の必要に応じて助言します。

第五章 総会

- 第15条 (定義・意義)
総会は本会の最高議決機関である。
1. 定期総会は年2回開催します。
 2. 臨時総会は運営チームが必要と認める時、又は家庭数（教職員会員数を含む）の3分の1以上の要求がある時、会長が招集します。
 3. 総会は、家庭数（教職員会員数を含む）の3分の1以上の出席（委任状を含む）を必要とし、その議決は出席家庭数（教職員会員数を含む）の過半数とします。
 4. 総会は次の事項を議決します。
 - (イ)役員選出
 - (ロ)規約改正
 - (ハ)事業計画及び予算
 - (ニ)事業報告及び決算
 - (ホ)顧問の承認
 - (ヘ)その他重要事項
 5. 天災その他特別の事情により集会形式での総会が困難である場合、会長は校長と協議のうえ、書面形式により実施します。
 6. 書面形式での総会は、家庭数（教職員会員数を含む）の3分の1以上の議決書兼委任状の提出を必要とし、その議決は有効提出数の過半数とします。

第六章 運営委員会

第16条 (定義・意義)

運営委員会は、総会に次ぐ議決機関です。

1. 運営委員会の構成員は次の通りとします。
 - (イ) 本部役員
 - (ロ) 各チームリーダー
 - (ハ) 校長
 - (ニ) 教頭
 - (ホ) 教職員若干名（書記補、会計補の教職員を含む）
2. 定例運営委員会は、適時必要と判断した際に開催する。
3. 臨時運営委員会は、役員が必要と認める時、又は運営委員の3分の1以上の要請がある時会長が招集します。
4. 運営委員会は、運営委員の3分の2以上の出席で成立し、議決は出席委員の3分の2以上の賛成によります。
5. 決議した事項は総会に対して責任を負います。
6. 運営委員会は次の事項を決議します。
 - (イ) 各チームによって立案された事業計画
 - (ロ) 総会に提出する報告、並びに議事、日程
 - (ハ) 予算費目の流用
 - (ニ) 会費の減免
 - (ホ) 寄付金の授受
 - (ヘ) 当面の活動方針の決定
 - (ト) 諸規定、細則の制定、改廃
 - (チ) その他、総会の議決によって委任された事項
7. 天災その他特別の事情により運営チームが開催できない場合、会長は校長と協議のうえで最小限の運営委員により開催します。

第七章 チーム運営

第17条 (チーム)

常任委員会は、次のチームを置きます。

1. 花壇
2. 広報
3. 津田レンジャー
4. 体育給食
5. 児童育成

第18条 (リーダー)

各チームリーダーは、各チームから選出されます。

第八章 チームの任務

第19条 (各チーム任務)

各チームは、本会及び学校の行事に積極的に参加、協力します。

各チームの任務は、次の通りです。

1. 花壇チームは、本校正門周辺環境整備を援助し、彩り豊かな正面玄関となるよう務めます。
2. 広報チームは、本会の活動状況や児童の健やかな成長等を、会員及び関係機関へ周知する広報誌を発行し、会員同士の情報交換等に務めます。
3. 津田レンジャーチームは、課外授業等における子どもたちの見守り支援活動に務めます。
4. 体育給食チームは、会員の体力増進や会員同士の親睦を深めると共に、会員の保健衛生に関する知識と学校給食や食育への関心を高める為に務めます。
5. 児童育成チームは、各地区において、児童の健全な育成、会員同士の親睦、本会と地区との情報交換等に務めます。
6. 特別チームは、特定の目的（例えば、学校創立周年行事など）を遂行する為に務めます。

第九章 経 理

第20条 (収入)

本会の運営に必要な経費は、会費、寄付金、及びその他の収入によってまかなわれます。

第21条 (支出)

本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われます。

第22条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

第十章 改 正

第23条 (条件)

この規約は、総会において出席者（教職員会員を含む）の3分の2以上の賛成が無ければ改正する事はできません。

第十一章 付 則

第24条 (条件)

この規約施行に対し必要な諸規定及び細則は、運営チームで提案し議決すれば定める事ができます。

第25条 (施行日)

この規約は、令和6年6月17日より施行します。

規 約 改 正

平成 22 年	3 月 31 日	全面改正	
平成 22 年	5 月 15 日	全面改正	
平成 23 年	3 月 9 日	改正	第 16, 18, 21, 25 条
平成 27 年	3 月 11 日	改正	第三条〈役員規定 第 3, 4, 5 条追加〉
平成 31 年	3 月 6 日	改正	第三条
令和 2 年	3 月 4 日	改正	第 13, 18, 20, 21 条, 役員規定 第三条
令和 3 年	3 月 6 日	改正	第 15, 16 条
令和 5 年	5 月 24 日	改正	第 11, 18, 21 条
令和 6 年	6 月 17 日	改正	第 17, 18, 19 条, 役員規定、役員選出規定

役員規定

- 第 1 条 この規定は、本会運営を円滑にし、向上をはかるため、教職員との連絡を密にし、それぞれの業務を補佐する事を目的とします。
- 第 2 条 役員補助機関として、次の機関を置きます。
1. 書記補 若干名
 2. 会計補 若干名
- 第 3 条 P T A本部役員(会長、副会長、書記、会計、会計監査)は、一回の任期で以後、各チームメンバー長を免除し、且つ全てのメンバーを免除します。

役員選出規定

- 第 1 条 この規定は、規約第 1 1 条の、本会の役員選出についてその方法を定める事を目的とします。
- 第 2 条 各チームより選挙管理チームを発足させ、現本部役員にて次期の役員予定者を推挙します。
- 第 3 条 選挙管理チームは、役員予定者を立候補者又は推薦候補者から決めます。
1. 会員に告示して、立候補者を募集します。
立候補者とは次の通りです。
(イ) 自ら候補する保護者会員
(ロ) 他の保護者会員が推薦し、本人が承諾して候補する保護者会員
 2. 令和 7 年度より役員数の定数を減員する。(具体的な人数は未定)
 3. 減員した中で、可能な活動を企画、運営していく。
- 第 4 条 第 3 条第 2 項において、役員予定者を選挙で選出する場合、選挙管理メンバー長は、立候補者以外の会員の中から数名の選挙立会人を決めます。
- 第 5 条 選挙で当選した役員予定者も含め、全ての役員予定者は、総会において承認議決された後、公認の次期役員となります。
- 第 6 条 選挙又は承認議決は、総会議決要件と同様に家庭数(教職員会員数を含む)の 3 分の 1 以上の出席(委任状を含む)を必要とし、その当選又は承認議決は出席家庭数(教職員会員数を含む)の過半数とします。
- 第 7 条 選挙無効又は承認否決の場合、会長は直ちに臨時運営チームを招集し、対応を協議します。
- 第 8 条 運営年度中に役員欠員が生じた場合、運営チームにおいて補充するか否かを決議します。補充される役員予定者は、第 3 条第 5 項に基づき、役員となります。
- 第 9 条 候補者が決まらない役員に関しては、選挙管理チームの元、末役の保護者より抽選で選出することを現役員にて決定できる。
抽選での選出が決定した場合、役員は速やかに、未選出の役員名、抽選日を会員に通告しなければならない。
- 第 1 0 条 (抽選方法について)
- 1, 選挙管理チーム、役員と先生の立ち会いにて厳正に抽選を行う。
 - 3, 候補者のいない役員と補欠の 2 名以上を抽選で選出する。
 - 4, 候補者のいない役員が 2 つ以上の場合は役を決めずに候補者を抽選し、後ほどどの役を受けていただけるかを自身で相談し決める。
- 第 1 1 条 (施行日)
この規定は、令和 6 年 6 月 1 7 日より施行します。

校章について

五つの「つ」の字を、今の津田・野村・春日・大峰・駅前の五集落の意味を持たせ、それを装飾的に梅の花に模り、津田の田及び農村という意味から中央に「田」の字を入れた。



児童数の推移

年 度		卒業生の年齢	児童数
1994年度	6年度	43歳	1,009人
1995年度	7年度	42歳	954人
1996年度	8年度	41歳	884人
1997年度	9年度	40歳	807人
1998年度	10年度	39歳	757人
1999年度	11年度	38歳	724人
2000年度	12年度	37歳	712人
2001年度	13年度	36歳	734人
2002年度	14年度	35歳	714人
2003年度	15年度	34歳	731人
2004年度	16年度	33歳	715人
2005年度	17年度	32歳	701人
2006年度	18年度	31歳	704人
2007年度	19年度	30歳	686人
2008年度	20年度	29歳	693人
2009年度	21年度	28歳	669人
2010年度	22年度	27歳	639人
2011年度	23年度	26歳	639人
2012年度	24年度	25歳	634人
2013年度	25年度	24歳	640人
2014年度	26年度	23歳	636人
2015年度	27年度	22歳	630人
2016年度	28年度	21歳	622人
2017年度	29年度	20歳	628人
2018年度	30年度	19歳	616人
2019年度	令和 元年度	18歳	585人
2020年度	2年度	17歳	571人
2021年度	3年度	16歳	525人
2022年度	4年度	15歳	504人
2023年度	5年度	14歳	478人
2023年度	6年度	13歳	443人

津田小学校 P T A 弔慰規定

令和6年4月1日

	項 目	内 容	
弔 の 場 合	児 童 死 亡 の 時	5,000円	通夜 校長又は教頭、会長、学級担任、 学級メンバー 弔辞 児童代表 会葬 会長、校長、職員1/2、同級児童 弔旗
	会 員 死 亡 の 時	5,000円	通夜 校長又は教頭、会長、学級担任、 学級メンバー 会葬 会長、校長又は学級担任、学級メンバ ー クラス代表 弔旗
	職 員 死 亡 の 時	5,000円	通夜 校長、会長、職員、学級メンバー（担 任外の場合は会長の配慮に任す） 弔辞 校長、児童代表 会葬 会長、校長、全職員、学級メンバー 各学級児童代表（男1・女1） 弔旗
	校務員、学校施設管理人、校医 死 亡 の 時	5,000円	通夜 校長、会長 会葬 会長、校長、職員代表、（児童代表） 弔旗
	上 記 以 外 で 、 学 校 運 営 や 児 童 育 成 に 深 く 関 わ り の あ っ た 人 物 死 亡 の 時	通夜 会葬 弔旗など 校長又は教頭と、本部役員2名以上の、3名以上で その都度決定する	
慰 の 場 合	児童の入院（21日以上）及び長期 自宅療養欠席（1ヶ月以上）の時・ 教職員の場合は児童に準ずる	2,000円	見舞金 担任又は学級メンバーが見舞う
	本会員が天災（火災）などに か か っ た 時	2,000円	見舞金 （但し、災害の程度は会長の判断に任す）
	本校児童で天災（火災）などに か か っ た 時	2,000円	見舞金（学用品等）
	職員が天災（火災）などに か か っ た 時	2,000円	見舞金
	そ の 他	内規にない事態その他、他校と均衡を必要とする場合、 運営チームにはかり決定する 但し、緊急の時は、会長の裁量に任す	